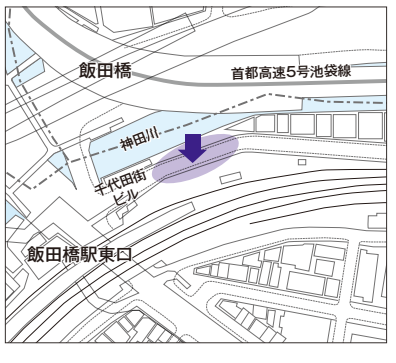
飯田橋駅前に広場空間が出現！ ～意見募集を行います～

飯田橋駅東口周辺の将来の広場づくりに向けた意見募集を行います。神田川沿いに憩いのスペースを設けるほか、道路空間を活用したさまざまなプログラムを用意します。現地でアンケート調査を行いますので、広場のあり方についてご意見をお聞かせください。

とき　11月20日(金)～21日(土)　9時～20時
場所　飯田橋駅東口第2自転車駐車場周辺および区道287号(飯田橋3－11周辺)
問合せ　地域まちづくり課まちづくり推進係　☎03－5211－3617



アフォーダブル住宅供給モデル事業 空き住戸・空き事務所の改修費を最大1000万円補助する制度が始まります

マンションの空き室や既存の事務所を改修し、子育て世帯向けの手ごろな家賃の賃貸住宅（アフォーダブル住宅）として活用する取り組みを支援します。改修工事後10年間、周辺相場より2割以上低い家賃で子育て世帯に貸し出すことを条件に、改修工事費を1戸当たり最大1000万円補助します。マンションの空き室のリノベーションだけでなく、事務所から住宅への転用工事も対象です。地域貢献につながる不動産活用をお考えの方や空き室の改修費用にお悩みの方はご検討ください。

申請期間　～令和9年1月29日(金)
※申請期間終了後に審査を行い、補助対象を決定
補助対象予定　3戸
申請方法　Eメール、郵送または直接問合せ先へ
※詳しくはHPで確認を

問合せ　住宅課住環境整備係(区役所5階)　☎03－5211－4312　juutaku@city.chiyoda.lg.jp　〒102－8688　九段南1－2－1
その他　電話、Eメール、問合せ先で申請前の相談を受け付け(問合せ先での相談は事前に電話予約が必要)

外見の変化に悩みを抱えている方へ 助成をご利用ください

疾病による治療や外傷などに伴う外見の変化に悩みを抱えている方が前向きな療養生活を送れるよう、外見の変化を補うためのアピアランスケア用品の購入やレンタルなどの費用の一部を助成しています。

対象　区内在住で、がんなどの疾病の治療や外傷などに伴いアピアランスケア用品を必要とする方
助成対象　ウィッグや帽子、胸部補整具、エピテーゼ、弾性着衣、頭皮冷却用キャップおよび冷却用グローブ・ソックスの購入やレンタルなどにかかった費用
※リース、定額利用を含む。ただし、エピテーゼ、弾性着衣、頭皮冷却用キャップおよび冷却用グローブ・ソックスは令和8年4月以降に購入したものに限る
助成額　購入やレンタルなどにかかった実費
※1回の申請につき上限10万円。消費税を含む
助成回数　対象者1人につき原則2回
※個数の上限なし。異なる助成対象品をあわせて申請可
申請方法　ポータルサイト、郵送または直接問合せ先へ※詳しくはHPで確認を
問合せ　健康推進課健康推進係　☎03－5211－8171　〒102－0073　九段北1－2－14

▲HP
▲ポータルサイト

2026 11/5 区政インフォメーション City Information

令和8年第3回 区議会定例会の報告

令和8年第3回区議会定例会を、9月17日から10月22日まで開催しました。

この定例会では、区長提出議案11件、諮問1件、請願1件が審議され、報告が2件ありました。詳しくは、「ちよだ区議会だより」や区議会のHPで確認を。

問合せ　区長提出議案に関すること＝総務課文書係☎03-5211-4138、請願に関すること＝区議会事務局調査担当☎03-5211-4297

区長提出議案など

■議案
▶令和8年度千代田区一般会計補正予算第3号（可決）
▶令和7年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について（可決）
▶職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（可決）
▶職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（可決）
▶幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（可決）
▶旧区立外神田住宅解体工事請負契約について（可決）
▶四番町図書館什器等の購入について（可決）
▶塵芥車（じんかいしゃ）（小型プレス車）の購入について（可決）
▶千代田区立図書館の指定管理者の指定について（可決）
▶千代田区立九段生涯学習館の指定管理者の指定の一部変更について（可決）
▶千代田区立スポーツセンターの指定管理者の指定の一部変更について（可決）

■諮問
▶地方自治法第206条の規定に基づく審査請求に関する諮問について（棄却することが相当である旨答申）

■報告
▶令和7年度千代田区健全化判断比率について
▶西神田コスモス館外壁・屋上防水等改修工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について

請願

▶旧姓単記の法制化ではなく、「選択的夫婦別姓制度」の意見書の提出を求める請願書（不採択）

ご意見ありがとうございました

お寄せいただいたご意見と、それに対する区の考え方、策定した基本計画・基本構想はHPで公表しています。

■和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備基本計画（素案）
意見募集期間　7月6日～22日
意見募集結果　意見者数5名、意見数7件
問合せ　子ども施設課施設係☎03-5211-4275

■（仮称）千代田区立神田駿河台ホール（日本大学カザルスホールちよだ）活用に関する基本構想（素案）
意見募集期間　7月20日～8月3日
意見募集結果　意見者数70名、意見数71件
問合せ　文化振興課施設整備担当☎03-5211-3628

ご意見をお聞かせください

■公共の場所における客引き行為等の防止に関する規制の強化（素案）

平成26年に「公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」を制定し、安全・安心なまちづくりに取り組んできました。しかし、秋葉原、神田地区において客引き・客待ち行為が巧妙化・多様化し、指導・注意にとどまる現行の枠組みだけでは十分な抑止効果を上げることが難しい状況にあります。条例の実効性を高め、安全・安心なまちづくりをより一層推進するため、条例を改正し過料制度を導入するとともに、過料の対象となる行為および対象者の範囲を整理しました。

募集期間　～11月19日（木）
閲覧場所　情報コーナー（区役所2階）、出張所、HP、問合せ先
提出方法　11月19日（木）までに住所、氏名、所属（区内在勤・在学者は勤務先・学校の名称、法人その他の団体は代表者の氏名、区内に事務所を有する方は事務所の名称）、ご意見を記入のうえ、HP、郵送（消印有効）、ファクス、Eメールまたは直接問合せ先へ
※口頭・電話での意見提出は不可
※意見は区の考え方とともに、HPで公表
※意見や個人情報は当該案件の検討のみに使用
※個別の回答は不可
問合せ　地域振興部安全生活課（区役所5階）☎03-5211-4251　FAX03-3264-8956　anzenseikatsu@city.chiyoda.lg.jp　〒102-8688九段南1-2-1

麹町の「麹」の字は、文字つぶれなどを防ぐため、略字を使用しています。